

館林市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、館林市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に規定する事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て地域支援関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募の市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議は、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、子ども・子育て会議の会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を

聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども福祉課において処理する。

(報酬等)

第8条 子ども・子育て会議の委員の報酬、費用及び実費弁償については、館林市報酬、費用及び実費弁償条例（昭和31年館林市条例第5号）の定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(館林市報酬、費用及び実費弁償条例の一部改正)

2 館林市報酬、費用及び実費弁償条例（昭和31年館林市条例第5号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)